

# 第一かわら版

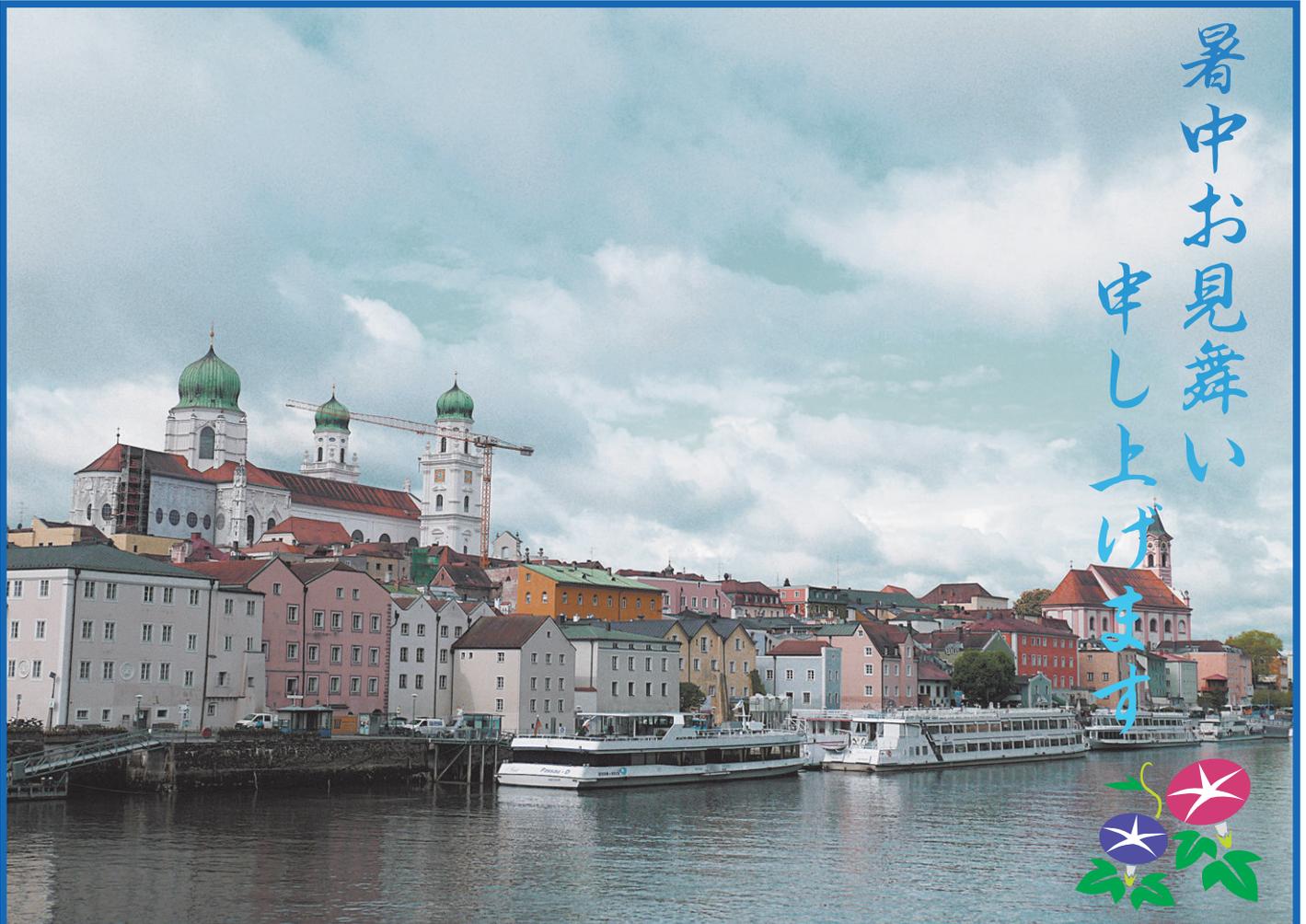
●発行●  
**福岡第一法律事務所**  
 福岡市中央区大名2-10-29  
 福岡ようさビル2階  
 TEL:092-721-1211  
 URL:http://www.f-daiichi.jp  
 編集責任者:広報委員会

法律相談

月~水 AM9:30~PM5:00  
 木~金 AM9:30~PM7:00  
 土 AM9:30~AM12:00

(日曜・祝日はお休みです)

電話でご予約下さい TEL 092-721-1211



暑中お見舞い  
 申し上げます



国境の街パッサウ（ドナウ河畔）・梶原恒夫

## ごあいさつ

弁護士 山本 一行

このかわら版では、集団的自衛権、労働法制改悪の問題を特集しました。

安倍内閣は集団的自衛権を強引に認めようとしています。これが戦争への道を開くものであることは、ベトナム戦争、アフガニスタンの侵攻などが集団的自衛権の行使という名目で始められたことを見ても明らかです。同じ日本国民の自衛隊員が、人を殺すかもしれないという想定の下に世界に展開するなど、考えただけでも恐ろしいではありませんか。

ハケンの固定化、恒常化、一定の社員には残業代を払わないという制度、正社員であっても解雇などを容易にする限定正社員制度などを作ろうという労働法制改悪の動きもたいへん危険です。福岡は、雇用特区に指定され、今後、簡単に解雇をするために制度が作られる心配もあります。消費税値上げなどでただでさえ生活が厳しくなったところに、さらに働く者の生活を破壊してしまうことにな

ります。

そもそも国は、国民が平和に暮らせるようにする、安定した生活が送れるようにするためにあるのではないのでしょうか。むき出しの武力行使の世界に国民を巻き込み、むき出しの競争原理の中に国民を放り込む、そういう方向にばかり導こうとすることは決して許せません。

この二つの動きに対して、反対の声を大きくしようと特集を行いました。私たちは、講師活動も大に行いたいと思っています。また街頭宣伝も計画しています。私たちの事務所に関係いただいているみなさんと力を合わせて、平和で暮らしやすい社会を作るために頑張りたいと思っています。

### 福岡第一法律事務所

- 行夫美志典子 倫子圭和江喜同
- 一恒寿篤 恭京 保 大朋美
- 本原 堀山 藤 利戸野木府田員
- 山梶 深中近榮毛城星八國清局
- 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士 士
- 護 護 護 護 護 護 護 護 護 護 護
- 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁

# 特集



## 生涯低賃金派遣法 残業代ゼロ法

弁護士 星野 圭



働者への置き換え促進をも内容に含み、労働者全体にとっても非常に危険なものです。

今年の通常国会では、労働者派遣法の改正法案が国会に提案されました。国会での成立は、多くの労働組合や民間団体の運動により阻止できましたが、今年秋の臨時国会には、再び同内容の法案が審議にかけられ、最悪の場合には数の力で可決される可能性があります。

しかも、政府は、来年の通常国会に向けて、正社員

の残業代をゼロにする労働基準法の改悪法案を準備しようとしています。残業代ゼロ法の主たる発案者である政府内の産業競争力会議の案によると、残業代ゼロ法の適用対象者は、高収入労働者に限らず、労使合意があれば年収の金額にかかわらず全労働者が対象になります。これは、長い時間をかけて労働者が勝ち取ってきた労働時間規制という労働者の権利を、完全に奪うものです。

さらには、解雇の金銭解決制度も法案化の議論がなされています。派遣法と残業代ゼロ法、解雇の金銭解決制度が組み合わさった場合、今後、正社員労働者は、

①残業代ゼロ、②正社員から派遣社員への「降格」、③低額な解決金を受け取ったの解雇といういずれかの選択を迫られる可能性があります。解雇の金銭解決制度は、会社による不当労働行為的な解雇を正当化することになり、労働組合の弱体化を促進させます。

このような懸念がある中、産業競争力会議の主宰長谷川閑史氏（経済同友会代表幹事）は、残業代ゼロ法案が長時間労働を招く懸念があるのではないかという朝日新聞（2014年5月22日）の取材に対し、「労使合意もあるし、最終的には本人の判断」として労働者の自己責任を強調した上で、労働者が同意を強いられないかについては、「そうならないよう守るのが労働組の役割のはず。労働基準監督署もしっかりと見ないといけない」として、長時間労働の防止は労組、労基署に丸投げするという無責任な姿勢を明らかにしました。今年、労働者の権利を守るためのたたかいとつ

## 残業代



この法案は、派遣労働者を、低賃金のまま一生派遣労働者の地位に据え置くことを可能にするものです。また、正社員の派遣労働者への置き換え促進をも内容に含み、労働者全体にとっても非常に危険なものです。

しかも、政府は、来年の通常国会に向けて、正社員の残業代をゼロにする労働基準法の改悪法案を準備しようとしています。残業代ゼロ法の主たる発案者である政府内の産業競争力会議の案によると、残業代ゼロ法の適用対象者は、高収入労働者に限らず、労使合意があれば年収の金額にかかわらず全労働者が対象になります。これは、長い時間をかけて労働者が勝ち取ってきた労働時間規制という労働者の権利を、完全に奪うものです。

さらには、解雇の金銭解決制度も法案化の議論がなされています。派遣法と残業代ゼロ法、解雇の金銭解決制度が組み合わさった場合、今後、正社員労働者は、

①残業代ゼロ、②正社員から派遣社員への「降格」、③低額な解決金を受け取ったの解雇といういずれかの選択を迫られる可能性があります。解雇の金銭解決制度は、会社による不当労働行為的な解雇を正当化することになり、労働組合の弱体化を促進させます。

このような懸念がある中、産業競争力会議の主宰長谷川閑史氏（経済同友会代表幹事）は、残業代ゼロ法案が長時間労働を招く懸念があるのではないかとという朝日新聞（2014年5月22日）の取材に対し、「労使合意もあるし、最終的には本人の判断」として労働者の自己責任を強調した上で、労働者が同意を強いられないかについては、「そうならないよう守るのが労働組の役割のはず。労働基準監督署もしっかりと見ないといけない」として、長時間労働の防止は労組、労基署に丸投げするという無責任な姿勢を明らかにしました。今年、労働者の権利を守るためのたたかいとつ

て極めて重要な年になります。労働法制改悪の流れを

押し戻すため、ともにがんばりましょう！



弁護士 國府 朋江



今年もひまわり一座の憲法劇が5月3日に行われました。当事務所からは弁護士3名(中山、星野、國府)が参加しました。今年の劇は、「そうじするひと」というタイトルで、憲法改悪がテーマでした。憲法9条改悪に向けて、国民投票まであとすこしという時に総理大臣が病に倒れます。総理大臣の身代わりにされてしまった掃除屋の女さんは、憲法改悪はおかしいかと思えます。ちなみに私は、悪い政治家の役をもらい、大阪のおばちゃん風議員をイメージしながら関西弁を披露しました。



いと思いつつも、強く反対できませんでした。しかし、ジャーナリストを地で死んだということを聞き、戦争が過去のものとはいえないこと、一人一人が大切にされるためには平和がなければならぬこと、子や孫の世代を戦地に送ってはならないということを国民に訴えかけ、憲法改悪を阻止します。

多くのお客様にご来場いただき、憲法9条がどれだけ大切なのか、伝えることができたのではないかと思います。ちなみに私は、悪い政治家の役をもらい、大阪のおばちゃん風議員をイメージしながら関西弁を披露しました。

# 特集

## 集団的自衛権による

# 安全保障という幻想



弁護士 近藤 恭典



安倍政権の暴走が続いています。このかわら版がみなさんのお手元に届いた頃には、9条解釈改憲の閣議決定がなされているかもしれません。

安倍政権は、集団的自衛権を容認することが、あたかも日本の平和に寄与するかの如き発言をしています。それが全くの妄言です。

### ● 集団的自衛権の実態

集団的自衛権という概念は、1945年発効の国連憲章ではじめて明文化されました。それから約70年が経過しましたが、その歴史は、すなわち、大国による国際法上違法な侵略、国家主権侵害の口実にされたという歴史でした。ざつと挙げて、アメリカによ

るものとしてベトナム侵略(1966年)、グレナダ介入(1983年)、ニカラグア介入(1984年)、ソ連によるものとしてハンガリー介入(1956年)、チエコ侵略(1968年)、アフガニスタン介入(1980年)などがあります。これらはいずれも集団的自衛権の名の下で行われた武力行使ですが、国際的にはすべて違法との評価を受けています。つまり、集団的自衛権とは、国連安保理の決議が得られないような武力攻撃を正当化する根拠として機能してきたのです。

### ● 集団的自衛権の本質

集団的自衛権とは、国家同士が軍事力の援助を行うものですから、その本質は軍事同盟そのものです。軍事同盟は、2国間・局所的な紛争を、一気に多国間紛争

へと拡大させます。20世紀の2度の世界大戦は、いずれも軍事同盟の存在ゆえに、欧州の一部で起きた紛争が世界を巻き込む大戦争へと発展したものでした。集団的自衛権とは、紛争当事国でない国まで否応なく紛争に巻き込むシステムなのです。

### ● 核時代と集団的自衛権

核抑止論(いわゆる「核の傘」論)は、潜在的敵国が核兵器を持った場合に自

### ● アメリカが守ってくれるという幻想

集団的自衛権容認論者が論拠として持ち出すのが、中国の脅威が増している現在、集団的自衛権を認めないとアメリカは中国から日本を守ってくれないという理屈です。しかし、アメリカの最大の貿易相手であり、最大の米国債引受国である中国と紛争にはいることは、アメリカが望むところではありません。さらに、核保有国である中国と武力紛争にはいることは、アメ

国も核武装することによって敵国の核使用を牽制しようとする考え方です。そして、集団的自衛権を認めることは、潜在的敵国をふやすということです(例えば、アメリカの敵は日本の敵)。そうすると、核時代において集団的自衛権を認めることは、すなわち、あらゆる国が核武装しなければならぬという事態、際限なき核拡散を引き起こすのです。

リカ本国が核攻撃を受ける可能性があることを意味します。日中紛争においてアメリカが日本の側に立つというのは、根拠のない幻想に過ぎません。

このように、安倍政権が唱える集団的自衛権による安全保障とは、全くの幻想にすぎません。このことを多くの市民に訴え、自衛隊海外派兵立法が議論される秋の臨時国会で、安倍政権を追い詰めようではありませんか。

## 法律相談

初回 30分無料です。

(後援会員・紹介状持参の方は) 1時間まで無料。

お気軽にご相談下さい

TEL 092-721-1211

ホームページから初回の法律相談の予約ができます。

福岡第一法律事務所

検索

<http://www.f-daiichi.jp/>

電話

夜間法律相談 (無料) 始まります!

専用ダイヤル

092-721-1208

- 初回は7月25日(金) 8月以降は毎月第1木曜日
- 19時~22時

# 活動日誌「事件報告」

## 違法な雇止めは許さない

### 福岡市民病院事件



弁護士 梶原 恒夫

一昨年8月に、有期契約の労働者が「安心して働き続けることができる社会を実現する」(改正法案政府提案理由説明)のために労働契約法が改正されました。そして改正点の一つとして「雇止め法理」が条文に明記されました。その内容は、労働者が契約更新されると期待することが当然な場合は、使用者の更新拒否が合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者が更新拒否することは許されないとされています。今、多くの労働者がこの「雇止め法理」を活用して違法な雇止めとたたかっており、私たちの事務所もたくさん雇止め事件を担当しています。その一つに今年5月に福岡地裁に提訴された福岡市民病院の雇止め事件があります。看護補助者として看護現場で一生懸命働いてきた女性職員が何らの合理的な理由も



ないのに違法に雇止めされた事件です。被告である地方独立行政法人福岡市立病院機構は、本来、公共性の極めて高い存在として人事管理においても社会の手法を示すべき立場にあるはず

です。そのような公共機関で違法な雇止めが安易になされることは絶対許せません。多くの非正規労働者の権利を守るためにも必ず勝利しなければならぬ重要な裁判ですので、是非ご注目いただき、ご支援ください。

### 脱ダム『石木ダム建設反対運動』@長崎



弁護士 八木 大和

2013年9月、九州地方整備局は石木ダム建設計画の事業認定を行い、約40年間を潜めていたダム建設計画が、じわじわと動き始めました。

このダム建設の予定地

は、長崎県東彼杵郡川棚町、初夏には蛍が飛び交い、田にはサンショウウオが泳ぐ長閑な山間部です。

この事業認定を受け、昨年12月、ダム建設予定地に住む13世帯の地権者及びこの計画に反対する5団体の要請を受け、弁護団が結成



石木ダム建設予定地

されました。水俣病訴訟、諫早湾開門訴訟を勝ち抜いてきた馬奈木昭雄弁護士や川辺川ダム建設計画を廃止に至らせた熊本板井優弁護士をはじめ9名が参加しています。当事務所からは毛利倫弁護士と私が参加しています。

市はごく一部の資料やデータを開示し、誤りを一部認めましたが、「ダム必要」の結論は変えていません。また、長崎県は「事業認定されている。問題ない。」との回答を繰り返すばかりで私たちの疑問に回答する気がありません。一方で、長崎県知事や佐世保市長は、この交渉に一度も出席しなかったにも関わらず、予告なく地権者らの自宅を訪れ「説明を尽くしたい。」と申入れるなど、実に不誠実な対応をとっています。私はこの弁護団に参加して、石木ダム計画は皆さんで結論ありきの政策であることを痛感しています。また、交渉の場において、諸先輩方の議論の組み立て方、話し方、相手との距離感の詰め方、各団体の方々の連携の仕方など、多くのことを学ばせていただいています。川辺川ダムの例に続き、石木ダム建設計画を廃止にすべく、ますます頑張っていくきたいと思います。ぜひ、今後の動きにご注目下さい。



# － 相続 －

弁護士 榮 京子

**Q1.** 私は、ここ10年以上、身寄りのない大叔父(祖父母の兄弟)に食事を届け、入院の手続きを手伝うなどしてきましたが、その大叔父がこのたび亡くなつてしまいました。大叔父の遺産はどうなりますか？

**A1.** 相続人がいない場合や、いるかどうか不明な場合には、家庭裁判所により選任された相続財産管理人が被相続人の債務を支払うなどして清算を行います。その後、家庭裁判所において「相続人を検索するための公告」が出され、定められた期間内に相続人が名乗り出なかつた場合、家庭裁判所は、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残つた相続財産の全部又は一部を与えることができます。あなたの場合も、大叔父さんに負債がある場合には、相続財産管理人が清算を行い、あなたが特別縁故者であることが認められれば、大叔父さんの遺産を取得することができます。

**Q2.** 私が200万円を貸していた知人が亡くなつてしまいました。知人には、預金があるようですが、相続人があるか不明です。私は貸金を返してもらえますか？

**A2.** 相続人がいない場合や、いるかどうか不明な場合、亡くなつた方の債権者など利害関係人は、家庭裁判所に「相続財産管理人選任の申立」ができます。相続財産管理人の就任後2か月過ぎると、亡くなつた方の債権者等に対し、名乗り出るよう催促する「催告」が官報に出されます。あなたもこの催告に名乗り出ること、返済を受けられる可能性があります。

## 第8回

# 暮らしの法律講座

お年寄りを狙った  
「消費者トラブルにまきこまれないために」

講師：弁護士 星野 圭

日時：8月29日(金) 14:00～

場所：福岡第一法律事務所 3階会議室  
福岡市中央区大名2丁目10-29



ある日の  
福岡第一法律事務所  
弁護士部会

## 『女子会』

**先輩弁護士A:** 「女子」会ですか？

**後輩弁護士B:** 先輩!いいんですよ!!年齢に関係なく「女子」でOKです!

**先輩弁護士A:** (年齢は関係ないっ!「女子」ではなく、「女性」だ、と言いたかっただけに…)

**後輩弁護士C:** ところで、福岡第一法律事務所50周年の年には、女性弁護士が3名だったよね。

**後輩弁護士B:** 3人やったら合議体も組めますよね!

**先輩弁護士A:** (ここは裁判所ですか…)

**後輩弁護士C:** 3人よれば文殊の知恵、じゃないけど、家事事件、有利だよな。

**後輩弁護士D:** そうそう。私も含めて今や5人ですもんね。離婚事件でも、それぞれの経験や得意分野であーでもない、こーでもない話し合えますよね!

**後輩弁護士C:** 労働事件もウチは複数でやったりするじゃない?その時に一人女性弁護士が入っていると、男性だけの時より何かと視点が広がる気がしない?

**先輩弁護士A:** そうそう。他の弁護士が気にしない細かな点にも配慮しますよね。まさに、男女共同していい成果を出せているって言うか、ね!

**後輩弁護士E:** ところで、福岡県弁護士会や日弁連全体の女性弁護士の割合ってどうなんですか?

**先輩弁護士A:** そうね。福岡県弁護士会はほぼ全国平均並で17・6%(2014年4月現在)、日弁連全体でも18・1%位なんです。

**後輩弁護士B:** へえ、少なっ!じゃ、ウチは、この割合軽く超えてるんやね!

**後輩弁護士D:** 12人中5人が女性弁護士で、もう、パーセントがどうの、ということすら気になりませんよね!

**後輩弁護士C:** 女性が5人いると、家事事件も労働事件も何だか無敵な気がしない?

**後輩弁護士D:** 「無敵」かどうかわかりませんが、何か、福岡第一法律事務所として新しい展開が期待できそうですよね。

**後輩弁護士B:** これからますます「女子会」楽しみやわ〜。

**先輩弁護士A:** (…だから、「女性会」にしませんか…?)